

もしかしてDV?と思ったら、 福井県配偶者暴力被害者支援センターに ご相談ください

こんな時にご利用ください

- DVかもしれないが、どうしたらいいかわからない…
- 今の状況を変えたいが、何からはじめたらいいかわからない…
- DVから逃げたいが、頼れるところがない…

こんな支援を行っています(一例)

- 電話相談、面談
- 支援機関の紹介および連絡調整
- こころの相談、法律相談(要予約)
- 緊急時における安全確保に向けた支援
- 保護命令に関する情報提供
※保護命令制度：裁判所が被害者からの申立てにより、一定の要件を満たしている場合に、加害者に接近禁止等を命ずるもの。

対象者

DV被害者ならどなたでも相談できます

- 性別不問
※女性の相談員をご希望の場合は、電話や窓口等でその旨をお伝えください。
※男性の相談員をご希望の場合は、男性DV相談をご利用ください。
- 日本語が不自由な方にも、可能な限り対応します。通訳をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

その他

- デートDVの相談にも応じます。
- 身近な人からDVの相談を受けた方についても、対応等の相談に応じます。



福井県配偶者暴力被害者支援センター

相談機関名	電話番号	受付時間 (電話・面接)
福井県生活学習館 (ユニー・アイ ふくい)	0776-41-7111	火～日 9:00～16:45
福井県総合福祉相談所 こども・女性支援課	0776-24-6261	月～金 8:30～17:15 夜間電話相談 土日祝日を含む毎日 17:15～22:00
福井健康福祉センター	0776-36-2857	月～金 8:30～17:15
坂井健康福祉センター	0776-73-0609	
奥越健康福祉センター	0779-66-2076	
丹南健康福祉センター	0778-51-0034	
丹南健康福祉センター (武生福祉保健部)	0778-22-4135	
二州健康福祉センター	0770-22-3747	
若狭健康福祉センター	0770-52-1300	

上記相談機関には、女性相談員(女性総合相談員)がおり、DV以外にも、離婚や就労等といった女性に関する様々な相談に応じています。

※状況により女性相談員以外が対応する場合がありますが、あらかじめご了承ください。

DV相談ナビ #8008

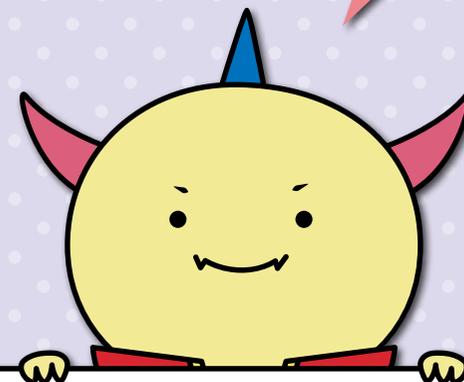
福井県外にお住まいの方、どこに連絡したらよいかわからない方は、こちらの番号をご利用ください。

配偶者暴力(DV)に関するその他の相談機関

相談機関名	電話番号	受付時間 (電話・面接)
警察本部 警察安全相談室	#9110または 0776-26-9110	電話・面接 毎日24時間対応
男性DV相談 男性相談員が対応します	080-8690-0287	毎月第1～4水曜日 9:00～13:00
福井県人権センター	0776-29-2111	火～金 9:00～17:00
福井地方法務局 人権擁護課 女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金 8:30～17:15
公益社団法人 福井被害者支援センター	0120-783-892	月～土 10:00～16:00 ※面接は月～金
DV相談+(プラス)	0120-279-889	電話 毎日24時間対応

緊急の場合は、110番か最寄りの警察署へご連絡ください。

配偶者やパートナーからの
暴力に悩んでいませんか？



もしかしてDV?

(DV:ドメスティック・バイオレンス)

と思ったら…

「殴る」「蹴る」といった身体的な暴力だけがDVではありません



福井県
法務省委託事業



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは…?

配偶者(事実婚も含む)、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手などの「親密な関係」にある人からの暴力のことです。

暴力には、殴る蹴るといった身体的な暴力のほかに様々なかたちの暴力があり、これらを使って相手を支配しようとするのがDVの特徴です。

ひとつでもあてはまったらそれはDVかもしれません。ひとりで悩まず相談してください。秘密は守られます。

暴力の種類

身体的DV 殴る、蹴る、刃物などで脅す、物を投げつける、など	精神的DV 怒鳴る、無視する、馬鹿にする、発言させない、など
性的DV わいせつな写真を撮る、避妊に協力しない、性行為の強要、など	社会的DV 親族や友人との付き合いを制限する、など
経済的DV 金銭的な自由を与えない、生活費を渡さない、など	子どもを利用したDV 子どもに悪口をふきこむ、など

たとえ配偶者や恋人、パートナーであっても、あなたに暴力をふるうことは絶対に許されません。

「自分さえ我慢すれば…」と考えていませんか？DVは努力や愛情で改善されるものではありません。

あなたには、安全に安心して生きる権利があります。その権利を奪い、あなたを傷つける相手に非があります。



たとえばこんなこと、ありませんか？

- あなたの意見を聞いてくれない。言うとおりにしないと不機嫌になる。
- 自殺や離婚をほのめかして、あなたを思いどおりに動かそうとする。
- スマホを勝手にチェックする、連絡先を消す。
- あなたの交友関係を制限する、行動を監視する。
- あなたの大切なものを壊したり、捨てたりする。
- 家計の管理を独占して、必要な生活費を渡してくれない。
- 子どもを取り上げる、子どもを傷つけると言っ

デートDVを知っていますか？

交際している相手から受ける暴力のことを「デートDV」と呼びます。エスカレートするとストーカー行為や暴行・傷害につながるおそれがあります。

好きだったら「なんでも言うことを聞くこと」「束縛すること」があたり前だと思いませんか？

デートDVかな？と悩んだら、裏面の福井県配偶者暴力被害者支援センターに相談してください。

「面前DV」は児童虐待です

親のDVを目撃すること(面前DV)は、子どもが直接暴力を受けていなくても、子どもの心を深く傷つけます。

暴力におびえて大人の顔色をうかがうようになったり、現実逃避のようにぼーっとすることが増えたり、「弱いことが悪い」と暴力を肯定するようになったりと影響は様々です。

お子さんのためにもぜひ相談してください。

児童虐待に関する相談

すべて年中無休24時間対応です

- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」※通話料無料
- 児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783 ※通話料無料
- 福井県児童相談24時間ダイヤル 0776-24-3654



男性も被害にあうことがあります

DVの被害者は女性だけとは限りません。

内閣府が2020年に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、男性の18.9%、約5人に1人が、配偶者からの暴力を受けたことがある、と回答しています。

福井県では、男性DV相談の窓口を設置し、男性相談員が相談に応じています。

男性DV相談

日時：毎月第1～4水曜日 9:00～13:00

電話：080-8690-0287

男性相談員が対応します。電話相談のほか、面談もできます。まずはお電話ください。



DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、絶対に許されません。(配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等に関する法律より)